

【屋外広告物の許可基準、許可期間及び手数料】

No. 1

広告物の種類		許可基準	許可期間	手数料		
				単位	枚数又は規模	金額
簡易 広告物	はり紙	建物その他の物件の壁面にはり付けて表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであると問わず、連続して表示されたはり紙の表示面積の合計が1㎡以下であること。	1月以内	1件	50枚（50枚未満の端数があるときは50枚とする。）	250円
	はり札	①表示面積が0.5㎡以下であること。 ②建物その他の物件の壁面にはり付けて表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであると問わず、連続して表示されたはり札の表示面積の合計が1㎡以下であること。	1月以内	1件	10枚（10枚未満の端数があるときは10枚とする。）	800円
	立看板等	①高さが3m以下であること。 ②表示面積が5㎡以下であること。	3月以内	1個		350円
	広告幕	①建物その他の物件の壁面を利用して表示する場合は、幅が1.8m以下で、かつ、長さが20m以下であること。 ②道路を横断する場合は、下端の高さが4.5m以上（歩道上では2.5m以上）であること。	1月以内	1個		450円
	広告旗	一面の表示面積が2㎡以下であること。	1月以内	1個		450円
特殊 広告物	気球利用 広告物	①幅が1.5m以下で、かつ、縦の長さが15m以下であること。 ②地上から気球の先端までの垂直距離が45m以下であること。	1月以内	1個		2,500円
固定 広告物	電柱等 利用 広告物	巻きたて 看板	①縦の長さが1.8m以下であること。 ②下端の高さが1.2m以上で、かつ、地上高が4.5m以下であること。 ③表示面積の1/2を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	1個	550円
		そで看板	①幅が0.5m以下で、かつ、縦の長さが1.2m以下であること。 ②下端の高さが4.5m以上（歩道上では2.5m以上）であること。 ③原則として道路中央側に向けて表示しないこと。 ④一面の表示面積の1/2を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	1個	550円
	広告 板	建植広告板	①高さが13m以下（第二種普通規制地域等においては、20m以下）であること。 ②一面の表示面積が30㎡以下であること。 ③道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること。（用途地域、家屋連たん地区（※1）、自己用は除く） ④道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3m以上であること。 ⑤道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50m以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では200m以上）であること。（用途地域、家屋連たん地区、自己用は除く） ⑥一面の表示面積の1/2を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	1基	S ≤ 1㎡ 1,000円 1㎡ < S ≤ 3㎡ 1,600円 3㎡ < S ≤ 6㎡ 2,300円 6㎡ < S ≤ 10㎡ 3,100円 S > 10㎡ (※2)
		壁面利用 広告板	①第一種普通規制地等においては、一の壁面における表示面積の合計が50㎡以下で、かつ、当該壁面の面積の1/2以下であること。 ②広告板の外郭線が当該広告物を設置する壁面からはみ出さないこと。 ③一面の表示面積の1/2を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	1基	

【屋外広告物の許可基準、許可期間及び手数料】

No. 2

広告物の種類		許可基準	許可期間	手数料		
				単位	枚数又は規模	金額
固定 広告物	広告板	①第一種普通規制地等においては、表示面積が50㎡以下であること。 ②壁面からの突き出し幅が2m以下で、かつ、道路上には0.5m以上（歩道がある場合には1m以上）突き出さないこと。 ③下端の高さが4.5m以上（歩道上では2.5m以上）であること。 ④一面の表示面積の1/2を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	1基	$S \leq 1\text{m}^2$	1,000円
					$1\text{m}^2 < S \leq 3\text{m}^2$	1,600円
	屋上利用 広告板	①高さが10m以下（第二種普通規制地等においては20m以下）で、かつ、地上から設置面までの高さの1/2以内（第二種普通規制地等においては2/3以内）であること。 ②広告板の外郭線が当該建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 ③一面の表示面積の1/2を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	1基	$3\text{m}^2 < S \leq 6\text{m}^2$	2,300円
					$6\text{m}^2 < S \leq 10\text{m}^2$	3,100円
	アーケード 利用広告板	①下端の高さが4.5m以上（歩道上では2.5m以上）であること。 ②一面の表示面積が1㎡以下であること。 ③同一アーケード内においては、同種のもは同一の規格によること。 ④一面の表示面積の1/2を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	1基	$S > 10\text{m}^2$	(※2)
車体外面 広告板	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。	3年以内	1基			
広告 塔	建植広告塔	①高さが13m以下（第二種普通規制地域等においては、20m以下）であること。 ②一面の表示面積が30㎡以下で、かつ表示面積の合計が120㎡以下であること。 ③道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること。（用途地域、家屋連たん地区(※1)、自己用は除く） ④道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3m以上であること。 ⑤道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50m以上	3年以内	1基		
	屋上利用 広告塔	①高さが10m以下（第二種普通規制地等においては20m以下）で、かつ、地上から設置面までの高さの1/2以内（第二種普通規制地等においては2/3以内）であること。 ②広告塔の外郭線が当該建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 ③一面の表示面積の1/2を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	1基		
	アーチ 広告塔	①脚柱以外の部分の下端の高さが4.5m以上（歩道上では2.5m以上）であること。 ②一面の表示面積の1/2を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	1基		3,500円

※1：30戸以上の家屋が連たんする地域（隣接する家屋の敷地の間の距離が、それぞれ50m以下であること）

※2：10㎡を超え5㎡（5㎡未満の端数がある場合は5㎡とする）を増すごとに1,100円の割合で算出して得た額を3,100円に加算した額

注）：ネオンサイン、イルミネーションその他発光し、又は照明装置がある広告物の許可申請手数料は、この表によって算出された額に1.5を乗じた額となります。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。